

平成19年第1回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成19年2月16日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

第1 仮議席の指定について

第2 議長の選挙について

～～～～～～～～～～～～～～～～

追加議事日程（第1号の追加1）

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期決定の件

第 4 諸般の報告

第 5 副議長の選挙について

第 6 発議第1号 四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第 7 発議第2号 四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 四万十町議会常任委員会委員の選任について

第 9 四万十町議会運営委員会委員の選任について

第10 議会だより広報特別委員会の設置について

第11 議会だより広報特別委員会委員の選任について

第12 高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の選任について

第13 四万十町各審議会、協議会、委員会等委員の指名及び推薦について

第14 同意第1号 監査委員の選任について

第15 議案第1号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

第16 議案第2号 町営土地改良事業の変更について

第17 議案第3号 町営土地改良事業の変更について

第18 議案第4号 町営土地改良事業の変更について

第19 議案第5号 町道路線の認定について

追加日程第1 閉会中の継続審査・調査の申し出について

追加日程第2 発議第3号 東洋町における高レベル放射性廃棄物最終処分施設誘致に反
対する決議について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

日程第1から日程第19まで

追加日程第1 閉会中の継続審査・調査の申し出について

追加日程第2 発議第3号 東洋町における高レベル放射性廃棄物最終処分施設誘致に反
対する決議について

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（26名）

1番	吉村アツ子君	2番	岡峯久雄君
3番	弘瀬則彦君	4番	島岡幹夫君
5番	山岡義正君	6番	緒方正綱君
7番	橋本保君	8番	山上利嗣君
9番	岩井優之介君	10番	田邊哲夫君
11番	松下和孝君	12番	林健三君
13番	酒井祥成君	14番	下元昇君
15番	竹内常喜君	16番	田邊幹男君
17番	戸田健彦君	18番	堀本伸一君
19番	梶原政利君	20番	田邊客子君
21番	牧野利恵子君	22番	味元和義君
23番	宮地章一君	24番	氏原郭君
25番	宮崎南海男君	26番	池本公夫君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	前田哲生君	助役	甲把英一君
助役	高瀬満伸君	総務課長	浜田好清君

総務副課長 敷地 敬介 君
企画課長 武内 文治 君
税務課長 山本 靖 君
健康福祉課長 岡林 寿男 君
商工観光課長 田辺 由喜男 君
上下水道課長 佐竹 生朗 君
教 育 長 水間 淳一 君
生涯学習課長 山本 弘光 君
農業委員会事務局長 下藤 広美 君

大正総合支所

支 所 長 永井 立一 君
町民生活課長 柴 久幸 君
産業建設課長 清水 正一 君

十和総合支所

支 所 長 林 伸良 君
町民生活課長 伊藤 哲郎 君
十和医療福祉センター所長 酒井 正 君

総務副課長 樋口 寛 君
管財契約課長 佐竹 節文 君
町民環境課長 市川 敏英 君
農林水産課長 渡部 睦 君
建設課長 武市 逸夫 君
教育委員長 中岡 全 君
学校教育課長 掛水 誠幸 君
農業委員会会長 林 幸一 君
代表監査委員 奥宮 敏男 君

地域振興課長 林 正憲 君
大正診療所長 武内 洋介 君

地域振興課長 森 芳明 君
産業建設課長 岡本 順一 君

~~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 今村 茂 君 次 長 西谷 典生 君  
書 記 田邊 充 君

~~~~~

午前9時30分 開会

○議会事務局長（今村 茂君） 皆さん、おはようございます。

私は、四万十町議会事務局長の今村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本臨時会は、在任特例期間満了による一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で梶原政利議員が年長者でございます。ご紹介を申し上げます。

それでは、梶原議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（梶原政利君） 改めて、おはようございます。

ただいま紹介をいただきました梶原でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第1回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

日程に先立ちまして、町長からごあいさつしたい旨の申し出がっております。これを許可します。

町長。

○町長（前田哲生君） 議長のお許しをいただきましたので、平成19年第1回四万十町臨時議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る1月28日執行されました四万十町初の町議会議員選挙におきまして、見事有終の美を飾られはえあるご当選をされました新議員26名の皆様方に、まずもって心からお祝いを申し上げます。

四万十町議会には、昨年3月の合併以来10カ月余り合併特例法に基づき在任特例を適用してきたところでございまして、各議員におかれましては在任特例の趣旨にのっとり新生四万十町のまちづくりにそれぞれご尽力をいただいたところであります。

申し上げるまでもなく、今回の選挙は特例期間の終結を受けまして小選挙区制のもとで実施されたところでありまして、定数は窪川地区については4人減、大正、十和両地区に

つきましてはそれぞれ半減もし、全体で16名の減となりました。それだけに選びに選び抜かれた皆様方であります。旧町村を単位とする地域代表としてはもちろんのこと、一体的な四万十町づくりへ向けての2万1,000人の町民の期待は大変大きいものがあるかと存じます。新旧にかかわらず、それぞれのご経験等も生かされまして、議会人として存分のご活躍をされますよう心からご期待ご祈念を申し上げます。

ところで、四万十町としては2年目の春を迎えますが、実質的な合併初年度、本格的なまちづくりのスタートの年でございます。現在その土台ともなる19年度予算の編成を急いでいるところでありますが、引き続き国が進める三位一体改革によりまして、最大のよりどころである地方交付税の大幅な削減に加え、地方においては景気回復に伴う税収等の伸びも期待できない一方、歳出面においては公債費、起債償還がピークを迎えるなど財政運営は殊のほか厳しいものがございます。

しかしながら、合併という大きな変換をした本町としましては、新町建設計画に基づくまちづくりを着実に進め、安定的な行政サービスを提供するとともに、将来に向かって持続的発展を可能にする財政基盤を確立しなければなりません。

このため、組織機構、事務事業の再編整備などによる行政改革と並行して歳入歳出の抜本的な見直しによる財政改革を実行しつつ、真に必要とされる施策への重点化を図るなど限られた財源をより効率的、効果的な活用を図っていく必要がございます。

現在、策定を急いでおります四万十町総合振興計画並びに行財政改革大綱を基軸両輪といたしまして、町政運営に臨んでいく所存でございますけれども、議員各位のご理解ご指導を何分ともよろしくお願いを申し上げます。26名、議員各位のご活躍を心からご期待申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（梶原政利君） これで、町長のごあいさつを終わります。

~~~~~

○臨時議長（梶原政利君） 日程第1 仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

なお、仮議席指定表を配付しておりますので、確認をお願いします。

ここで、議員及び執行部の紹介を行います。

議員の紹介は、新議員のみとさせていただきます。仮議席の順番でお願いをします。

○1番（吉村アツ子君） おはようございます。このたび仁井田から出させていただいた吉村アツ子です。何もわかりませんが、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

○26番（池本公夫君） 金上野地区から出せていただきました池本公夫でございます。私も初めてでございます、学ぶこと多々ございます。皆様のご指導よろしくお願いいたします。

○臨時議長（梶原政利君） 続きまして、執行部の紹介を行います。

町長よりお願いします。

○町長（前田哲生君） それでは、助役以下、町長部局、行政委員会の順に自己紹介をさせていただきます。

○助役（甲把英一君） 助役の甲把英一でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（高瀬満伸君） 同じく助役の高瀬満伸でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（浜田好清君） 総務課長の浜田好清といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画課長（武内文治君） 企画課長の武内文治と申します。よろしくお願いいたします。

○管財契約課長（佐竹節文君） 管財契約課長の佐竹節文です。どうかよろしくお願いいたします。

○税務課長（山本 靖君） 税務課長の山本靖と申します。よろしくお願いいたします。

○町民環境課長（市川敏英君） 町民環境課長の市川敏英であります。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 皆さん、おはようございます。健康福祉課長の岡林寿男です。よろしくお願いいたします。

○農林水産課長（渡部 睦君） おはようございます。農林水産課長の渡部睦といいます。よろしくお願いいたします。

○商工観光課副課長（宮地正人君） おはようございます。商工観光課の副課長をやっております宮地と申します。よろしくお願いいたします。

○建設課長（武市逸夫君） おはようございます。建設課長の武市逸夫と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道課長（佐竹生朗君） 上下水道課長の佐竹生朗です。よろしくお願いいたします。

○総務副課長（敷地敬介君） おはようございます。総務副課長の敷地敬介といいます。よろしくお願いいたします。

○総務副課長（樋口 寛君） おはようございます。同じく総務課副課長の樋口寛とい

ます。よろしくお願い申し上げます。

○大正総合支所長（永井立一君） おはようございます。大正総合支所の永井立一と申します。よろしくお願いいたします。

○大正総合支所地域振興課長（林 正憲君） おはようございます。同じく大正総合支所の地域振興課長の林正憲と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○大正総合支所町民生活課長（柴 久幸君） おはようございます。町民生活課長の柴久幸でございます。よろしくお願いいたします。

○大正総合支所産業建設課長（清水正一君） 大正総合支所の産業建設課長清水正一といひます。よろしくお願いいたします。

○大正診療所長（武内洋介君） おはようございます。大正診療所長の武内です。いたします。

○十和総合支所長（林 伸良君） おはようございます。十和総合支所長の林伸良と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○十和総合支所地域振興課長（森 芳明君） おはようございます。同じく十和総合支所の地域振興課長森芳明です。よろしくお願いいたします。

○十和総合支所町民生活課長（伊藤哲郎君） 十和総合支所の町民生活課長伊藤哲郎です。よろしくお願いいたします。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） おはようございます。十和総合支所の産業建設課長の岡本順一と申します。よろしくお願いいたします。

○十和医療福祉センター所長（酒井 正） おはようございます。十和医療福祉センター所長の酒井正と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○教育委員長（中岡 全君） 教育委員会委員長の中岡全と申します。よろしくお願いいたします。

○教育長（水間淳一君） おはようございます。教育長の水間淳一と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（掛水誠幸君） 学校教育課長の掛水誠幸といひます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（山本弘光君） おはようございます。生涯学習課長の山本弘光と申します。よろしくお願いいたします。

○農業委員会会長（林 幸一君） 農業委員会の会長をしております林幸一と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（下藤広美君） おはようございます。同じく農業委員会の事務局長を務めております下藤広美といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○代表監査委員（奥宮敏男君） おはようございます。代表監査委員の奥宮敏男でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（梶原政利君） これで議員及び執行部の紹介を終わります。  
暫時休憩します。

午前9時43分 休憩

午前9時44分 再開

○臨時議長（梶原政利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○臨時議長（梶原政利君） 日程第2 議長の選挙についてを議題とします。

暫時休憩をします。

午前9時44分 休憩

午前9時58分 再開

○臨時議長（梶原政利君） 休息前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（梶原政利君） ただいまの出席議員数は26名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席1番吉村アツ子君及び仮議席2番岡峯久雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（梶原政利君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（梶原政利君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（梶原政利君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼・投票〕

○臨時議長（梶原政利君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（梶原政利君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席 1 番吉村アツ子君及び仮議席 2 番岡峯久雄君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（梶原政利君） 選挙結果を報告します。

投票総数 26 票

有効投票数 26 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

味元 和義君 18 票

酒井 祥成君 7 票

山岡 義正君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 7 票です。したがって、味元和義君が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（梶原政利君） ただいま議長に当選されました味元和義君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により本席から当選の告知をいたします。

味元和義君、議長当選の承諾並びにごあいさつをお願いします。

○２２番（味元和義君） おはようございます。

ただいまの選挙によりまして、皆様の温かいご支持をいただきまして、議長の大役を務めさせていただくことになりました味元和義でございます。皆さんが大変心配しておられます言動には十分注意し、議長として皆様の代表として一生懸命やらせてもらいます。

また、今非常に厳しい地方でございます。そのためにも、やはり大胆な発想とそして思い切った改革が必要だと思っております。議会も執行部と一丸となって住民の福祉のため、また住民の幸せのために委員会を中心に提案できる議会として執行部とともどもにやっていきたいと思っております。

私も微力ながら一生懸命頑張ってやりますので、皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

○臨時議長（梶原政利君） 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了しました。

議長、議長席にお着き願います。

皆様方のご協力まことにありがとうございました。議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○議長（味元和義君） 議長を交代いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前１０時１９分 休憩

午前１０時３４分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い会議を進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１ 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。
なお、議席表を配付しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第２ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、３番弘瀬則彦君及び４番島岡幹夫君を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第4 諸般の報告を行います。

町長から、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をした旨、同条第2項の規定により報告があっております。

その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5 副議長の選挙についてを議題とします。

ただいまより副議長の選挙を行います。

暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（味元和義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（味元和義君） ただいまの出席議員数は26名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番山岡義正君及び6番緒方正綱君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（味元和義君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（味元和義君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（味元和義君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5 番山岡義正君及び 6 番緒方正綱君、開票の立会をお願いします。

〔開 票〕

○議長（味元和義君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 26 票

有効投票 26 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

酒井 祥成君 26 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 7 票です。したがって、酒井祥成君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（味元和義君） ただいま副議長に当選されました酒井祥成君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

酒井祥成君、副議長当選の承諾並びにごあいさつをお願いします。

酒井祥成君。

○ 13 番（酒井祥成君） このたび皆さん方のご推挙を賜りまして副議長という大役を仰せつかりました。ご承知のとおり、今合併をしてこの前期 2 年間、そしてまた残り 2 年間、大変重要な時期に差しかかっております。合併後のいろんな各問題がありますけれども、今後議員の皆さん方と一緒に和気あいあいと、そしてまた政策的な議論をしながらこの議会副議長として務めさせていただきたいというふうに思います。どうぞ皆様方のご指導鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

11 時 10 分まで休憩します。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 09 分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 6 発議第 1 号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第 7 発議第 2 号四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上発議第 1 号から発議第 2 号までの 2 件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

3 番弘瀬則彦君。

○ 3 番（弘瀬則彦君） 発議第 1 号。四万十町議会議長味元和義様。提出者四万十町議会議員弘瀬則彦。賛成者四万十町議会議員吉村アツ子、岡峯久雄、島岡幹夫、山岡義正。

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

1、提出、議案別紙のとおり。

2、提案理由、議員定数の削減及び地方自治法の一部改正により、委員会条例の一部を改正する。

四万十町条例第 1 号。四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例。

四万十町議会委員会条例（平成 18 年四万十町条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の第 1 号中「11 人」を「7 人」に改め、同項第 2 号中「10 人」を「6

人」に改め、同項第３号中「１１人」を「７人」に改め、同項第４号中「１０人」を「６人」に改める。

第８条第１項に次のただし書きを加える。「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」。

第８条第３項に次のただし書きを加える。「ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。」。

第１３条第２項に次のただし書きを加える。「ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。」。

第２０条中「その他法令に基づく」を「その他法律に基づく」に改める。

附則、この条例は平成１９年２月１６日から施行する。

発議第２号。四万十町議会議員味元和義様。提出者四万十町議会議員弘瀬則彦。賛成者四万十町議会議員吉村アツ子、岡峯久雄、島岡幹夫、山岡義正。

四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

１、提出、議案別紙のとおり。

２、提案理由、自家用車を使用する場合の車賃支給について、明確に規定する。

四万十町条例第 号。四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１８年四万十町条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表車賃の欄中「１キロメートルにつき３５円」を「一般職の職員相当額」に改める。

備考中「３」を削り、４を３に繰り上げる。

附則、この条例は平成１９年２月１６日に施行する。

以上でございます。どうぞ議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより発議第１号から発議第２号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより昼食のため1時まで休憩します。

午前11時16分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午後1時00分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第8 四万十町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

四万十町議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、四万十町議会常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから各常任委員会を議長より招集します。

各常任委員様。四万十町議会議長。

各委員会招集通知。

委員長及び副委員長の互選のため、各常任委員会を招集するから出席願います。

日時、平成19年2月16日午後1時30分。場所、総務常任委員会3階第1委員会室、教育民生常任委員会3階第2委員会室、産業常任委員会3階議員控室、建設常任委員会2階別館会議室。

各常任委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後1時30分 休憩

午後2時03分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

総務常任委員長山上利嗣君、総務常任副委員長岩井優之介君、教育民生常任委員長田邊哲夫君、教育民生常任副委員長氏原郭君、産業常任委員長松下和孝君、産業常任副委員長宮地章一君、建設常任委員長竹内常喜君、建設常任副委員長林健三君、以上のとおりです。

暫時休憩いたします。

議会運営委員会の名簿を作成しますので、これから２時１５分まで休憩いたします。

午後２時０３分 休憩

午後２時１５分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第９ 四万十町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

四万十町議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、四万十町議会常任委員及び議会運営委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第１０条第１項の規定により、ただいまから議会運営委員会を議長より招集します。

平成１９年２月１６日。議会運営委員様。四万十町議会議長。

委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、議会運営委員会を招集するから出席願います。

日時、平成１９年２月１６日午後２時１５分。場所、３階委員会室。

議会運営委員会開催のため、ただいまより休憩いたします。

午後２時１５分 休憩

午後２時２９分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

議会運営委員長山岡義正君、議会運営副委員長宮崎南海男君、以上のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１０ 議会だより広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

四万十町議会の会議運営状況を広く町民に周知するため、委員会条例第6条第1項の規定により、四万十町議会広報を発行することについては、8人の委員で構成する四万十町議会だより広報特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中はもとより広報編集活動を行うことにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、四万十町議会広報を発行することについては、8人の委員で構成する四万十町議会だより広報特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中はもとより広報編集活動を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11 議会だより広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会だより広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元へ配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議会だより広報特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから四万十町議会だより広報特別委員会を議長より招集します。

平成19年2月16日、議会だより広報特別委員会委員様、四万十町議会議長。

委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、議会だより広報特別委員会を招集するから出席願います。

日時、平成19年2月16日午後2時35分。場所、3階委員会室。

議会だより広報特別委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後２時３５分 休憩

午後２時４３分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより広報特別委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

議会だより広報特別委員長牧野利恵子君、議会だより広報特別副委員長吉村アツ子君、以上のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１２ 高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の選任についてを議題といたします。

選任すべき議員の定数は２名です。

お諮りします。

選任の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員に、味元和義及び宮崎南海男君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました兩名を高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました味元和義と宮崎南海男君が当選されました。

ただいま当選されました味元和義と宮崎南海男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。味元和義と宮崎南海男君は、当選の承諾をお願いいたします。

それでは、暫時休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時47分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13 四万十町各審議会、協議会、委員会等委員の指名及び推薦についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり、指名及び推薦をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付しました名簿のとおり、指名及び推薦することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14 同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法の第117条の規定により、緒方正綱君の除斥を求めます。

〔6番 緒方正綱君 除斥〕

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

午後2時48分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 同意第１号監査委員の選任につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第１９６条第１項の規定のより、議員のうちから選任する監査委員につきまして緒方正綱議員を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

同意第１号は、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、同意第１号は、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより同意第１号監査委員の選任についてを採決いたします。

緒方正綱君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数であります。したがって、緒方正綱君を選任する件はこれに同意することに決定しました。

緒方正綱君の除斥を解きます。

〔６番 緒方正綱君 着席〕

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第１５ 議案第１号工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、日程第１６ 議案第２号町営土地改良事業の変更について、日程第１７ 議案第３号町営土地改良事業の変更について、日程第１８ 議案第４号町営土地改良事業の変更について、日程第１９ 議案第５号町道路線の認定について、以上、議案第１号から議案第５号までの５議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第１号工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成１８年８月３０日に議会の議決を受けました平成１８年度中山間地域総

合整備事業柳瀬水路改良工事の請負契約金額の変更でございまして、柳瀬水路改良工事は平成１７年度に団体営事業の中山間地域総合整備事業窪川四万十地区として、平成１７年度から２０年度の計画で採択されたうちの松葉川中部地区の農業用用水施設整備で現在施工中でございまして、工事請負契約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第２号から議案第４号につきまして、いずれも町営土地改良事業の変更でございまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、中山間地域総合整備事業の窪川四万十地区として、農業生産基盤の整備を目的に施行しております大井野地区の用排水路と暗渠排水整備、松葉川中部地区の用排水路整備、仕出原地区の区画整備事業のうち、変更の生じた大井野地区の暗渠排水整備と松葉川中部地区と大井野地区の用排水路整備について、土地改良法第９６条の３第１項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第５号町道路線の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本路線は、整理番号２０５６号仁王線でございまして、一般県道十和吉野線、四万十古城のバイパス工事完了による供用開始に伴い、旧県道分を町道に移管するものでございます。この路線は、県道十和吉野線と町道サイマ線の連絡路として重要な生活道路でございまして、延長１６６．４メートル、幅員４メートルでございます。

つきましては、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、一括提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

ただいまより議案精査研究のため、３時１５分までの１５分間の休憩をします。

午後２時５６分 休憩

午後３時１２分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第１号から議案第５号までについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 議案第1号についてお伺いをしてみたいと思いますが、当選後初めての質疑になりますが、よろしくお願いします。

議案の説明資料の中で変更の理由が書かれているわけですが、これを読んでおって少しわかりませんのでお聞きしたいと思いますが、この工事区間が四万十川沿いにあると、四万十川の増水時には、たびたび水没することがあったと。だから、コンクリート舗装も含めて全延長コンクリート舗装ですということですが、コンクリートをすることによって今までたびたび水没して管理道が流失することがなくなるからやるのであろうというふうに推測するわけです。たびたび過去に流失したことがあったということであるならば、なぜ当初の請負計画のときに全延長をコンクリート舗装しなかったのかなというふうに単純に疑問に思うわけですが、高低差があるということで水道と河川が、その意味がちょっと、当然当初から高低差があったと思うわけですが、その意味が場所もよくわかりませんので、もう少し変更理由の内容をお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 建設課長武市逸夫君。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

今のご質問ですが、この工事につきましては一部分、特にたびたび水没する部分を一部当初から施工の計画をしておりましたけれども、管理道の上を一輪をついていくということから転落防止にもなることにもあり、また流失を防ぐということもありますので、受益者との協議により全延長の舗装をすることといたしました。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今課長から答弁があって、たびたび水没する箇所については当初予算の中で計画をしたけれども、しかし受益者との協議の中で一輪車につかないかと、舗装じゃないとなかなか不便も来すということの答弁であったかというふうに思うわけですが、過去にもまた今からもこういう工事がされると思うわけですが、そうした場合には、一輪車が難儀なところは、受益者がしてくれと言えば町としてはやっていくという基本的な考えのもとで今回変更し上程をされたのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 建設課長武市逸夫君。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

その一輪車というか、今言われましたように今これからもしていくかということでござ

いますが、それにつきましては当初は受益者負担も大きくなるということで、協議の結果最悪の場所のみのやっておりましたけれども、やはりもうこれからの維持管理を考えていきますと、どうしても必要であるということになりまして、それに伴う受益者の負担についてもお話ししております。

今後のほかの水路につきましては、またその都度受益者との協議の中でやるやらんは決めていくことになっております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号町営土地改良事業の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３号町営土地改良事業の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４号町営土地改良事業の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５号町道路線の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 3 時 1 9 分 休憩

午後 3 時 2 0 分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各委員長から閉会中の継続審査・調査の申し出書が提出されました。その写しを配付しております。

お諮りします。

各委員長から提出されました閉会中の継続審査・調査の申し出についてを急施事件と認め日程に追加し、追加日程第 1 として審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査・調査の申し出については、急施事件と認め日程に追加し、追加日程第 1 として審議することとに決定いたしました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 追加日程第 1 閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

お諮りします。

各委員長から提出されました申し出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から提出されました申し出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査、調査に付することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 4 分 休憩

午後 3 時 2 6 分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま 7 番橋本保君から、東洋町における高レベル放射性廃棄物最終処分施設誘致に反対する決議についてが提出されました。

お諮りします。

橋本保君から提出されました東洋町における高レベル放射性廃棄物最終処分施設誘致に反対する決議についてを急施事件と認め日程に追加し、追加日程第2として審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、東洋町における高レベル放射性廃棄物最終処分施設誘致に反対する決議については急施事件と認め日程に追加し、追加日程第2として審議することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 追加日程第2 発議第3号東洋町における高レベル放射性廃棄物最終処分施設誘致に反対する決議についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 発議第3号。四万十町議会議長味元和義様。提出者四万十町議会議員橋本保。賛成者四万十町議会議員岩井優之介、田邊哲夫、緒方正綱、山岡義正、島岡幹夫、田邊幹男。

東洋町における高レベル放射性廃棄物最終処分施設誘致に反対する決議について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

詳しい内容につきましては、お手元に配付をしているとおりでありますので、ごらんをいただきまして、ぜひともご審議いただきご決定いただきますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより発議第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号東洋町における高レベル放射性廃棄物最終処分施設誘致に反対する決議についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成19年第1回四万十町議会臨時会を閉会します。

午後3時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会臨時議長

四万十町議会議長

四万十町議会議員

四万十町議会議員